

## I 一般的事項

- 1 科目履修に関する基本的事項は、学則、心理学部規程、学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定する事。
- 2 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- 3 授業科目のうちで、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つを選択履修すること。
- 4 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。なお、卒業論文は春学期の履修制限単位数に含まれる。
- 5 履修登録を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。この手続きをしない場合には、授業及び試験受けることも、単位を修得することもできない。

## II 共通教育科目

- 1 ファウンデーション科目群(初年次科目)
  - 1)「日本語表現」は、1年次に履修することを推奨する。
  - 2)「数的処理入門」は一部学生を除き1年次に履修することを推奨する。
- 2 ファウンデーション科目群(外国言語科目)
  - 1)「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。
  - 2)外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語4単位以上を修得しなければならない。
- 3 リベラルアーツ・サイエンス科目群
  - 1)8単位以上を修得しなければならない。
- 4 主体的学び科目群
  - 1)「追手門アイデンティティ」は、1年次に履修することを推奨する。
  - 2)外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

## III 学科科目

- 1 心理学科における学科科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分かれる。  
また、学科科目には、学年指定のある科目があるので、心理学部規程を参照し、所定の方法により単位を修得しなければならない。
- 2 心理学科が開設する学科科目については、必修科目、選択必修科目及び卒業論文から74単位以上を修得しなければならない。
- 3 選択科目については、心理学部規程を参照すること。また、心理学科が開設する学科科目のうち、最低修得単位数(74単位)を超えて修得した科目の単位は、卒業要件単位として認める。

- 4 「心理演習」が履修可能となる条件として、公認心理師資格取得に必要な科目の修得済み単位数や GPA 等の基準を設ける場合がある。また、「心理演習」では、学内での演習授業を30時間程度受ける必要がある。
- 5 「心理実習1」「心理実習2」を履修するためには、事前に実施されるガイダンスに参加した上で事前登録をしなければならない。「心理実習1」「心理実習2」が履修可能となる条件として、公認心理師資格取得に必要な科目の修得済み単位数や GPA 等の基準を設ける場合がある。また、「心理実習1」「心理実習2」を通して 80 時間以上の学外実習を行い、かつ学内での事前事後指導を適宜受ける必要がある。
- 6 「心理実習1」「心理実習2」を履修し、学外実習に参加するものは、これに係る費用を負担することとし、所定の期日までに、指定された要領で納付しなければならない。なお、一旦納入した費用は原則返還しない。

#### IV 卒業論文

- 1 卒業論文は、選択科目 4 単位とする。心理学科第 4 年次に在学する者は、担当教員の指導のもとに、所定の手続きを経て、所定の期日までに卒業論文を提出することができる。
- 2 卒業論文は、心理学科の専攻に関連する研究成果を選び、論述するものとする。
- 3 卒業論文は、12,000 字以上とする。
- 4 卒業論文は、12 月 15 日までに教務課が指定する方法で提出しなければならない。なお、期日に遅れた者は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない者は、その理由を証する書面を添えて 12 月 15 日までに願い出た場合に限り、1 月 10 日を提出限度として延期を許可することがある。
- 5 卒業論文の審査は論文審査及び口頭試問とし、複数の教員が担当する。
- 6 卒業論文の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6 月 15 日までに卒業論文を教務課に提出しなければならない。

なお、期日に遅れた者は受理しない。ただし病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない者は、その理由を証する書面を添えて 6 月 15 日までに願い出た場合に限り、7 月 10 日を提出限度として延期を許可することがある。